

令和3年11月9日

特定供給の許可について

北海道経済産業局長から、北海道瓦斯株式会社（法人番号 5430001021815）による北海道札幌市における事業所に対する特定供給の許可申請に関する、電気事業法第66条の11の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成12・05・29資第16号。その後の改正を含みます。以下単に「審査基準」といいます。）における当該許可に係る審査基準に照らし、電力の適正な取引の確保の観点から当委員会として検討を行った結果、当該許可申請について、審査基準第1（28）①及び②に適合していると認められましたので、別紙の通り北海道経済産業局長に意見を回答いたしました。

(別紙)

20211108 北海道第 2 号
令和 3 年 1 1 月 9 日

北海道経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

特定供給の許可について（回答）

令和 3 年 1 1 月 4 日付け 20211028 北海道第 1 1 号により貴職から当委員会に意見を求められた特定供給の許可の申請について、電力の適正な取引の確保の観点から審査を行いました。

審査の結果、当該特定供給の許可の申請については、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成 1 2 ・ 0 5 ・ 2 9 資第 1 6 号。その後の改正を含みます。）第 1（2 8）①及び②に適合していると認められました。